

# 入 会 の ご 案 内

仙台市青葉区二日町 18 番 3 号  
宮城県土地家屋調査士会

土地家屋調査士登録申請及び宮城県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）への入会  
手続についてご案内いたします。

本手引の記載内容を充分ご理解のうえ登録申請・入会手続を行ってください。

なお、調査士名義を他人に貸すなど、雇用調査士（事務所等に雇われて給与をもらっている調査士）は、登録を拒否される場合があります。（調査士法第 10 条第 1 項第 3 号）

## 1. 登録申請・入会手続

（ご本人が必要書面・入会金等をご持参ください。）

### ◆注意事項

- ①登録申請書等の本籍・住所・事務所については**県名から記入し、戸籍抄本・住民票の記載通り**に記入してください。（字、大字、番地等を必ず記入）
- ②申請に来館される前にご連絡ください。（調査士会事務局 TEL022-225-3961）  
申請時には、職印、認印をご持参ください。
- ③会館建設拠出金とは、現在の調査士会館建設資金としての協力預り金で、退会時に全額返済いたします。また、申請時に月額 14,000 円の会費を 3 ヶ月前納していただきます。入会後は七十七銀行口座からの自動送金サービスをご利用ください。

### ◆入会金等

◎ 登 録 免 許 税（**3 万円収入印紙**を消印せずにご持参ください。）

---

◎ 登 録 手 数 料	金	25,000 円
◎ 入 会 金	金	50,000 円
◎ 会 費（前納分）	金	42,000 円
◎ ネームプレート代	金	1,000 円

---

入会時必要合計額金 118,000 円

◆必要書面等

**登録申請書**

**2部**

正本1通・副本1通

**添付書面**

合格証書写し	照合のため、原本をご持参ください。	2通
身分証明書 (身元証明書)	土地家屋調査士法第5条第2号(未成年者、成年後見人又は被保佐人)、第3号(破産者で復権を得ないもの)に該当しない者である旨の証明書。3か月以内に本籍地で交付を受けたもの。	2通
誓約書	自筆・楷書	2通
履歴書	自筆・楷書	2通
戸籍抄本	3か月以内に交付を受けたもの。	2通
住民票	3か月以内に交付を受けたもの。 <u>※マイナンバーの記載のないものに限り。</u>	2通
写真	縦4cm×横3cm・無帽・正面上半身・背景なし 3か月以内に撮影したもの 登録名簿・会員証・IDカード用	5枚
入会届		1通
職印の印鑑届	18mm角(標準)	1通

2. 登録証・会員証・ネームプレートの交付

◆登録申請・入会手続きをしていただきますと、まずは所属する支部の支部長との面談をしていただきます。その際、支部長が面談報告書作成し、報告書を調査士会へ提出します。つぎに、常任理事会(毎月第2火曜日)において調査士会役員が面談報告書を含む登録申請書等の提出書面を調査し、調査士法規定の欠格事由に該当せず提出書面等に不備事項がなければ、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)に進達いたします。

◆連合会における登録事務が完了し、登録証が当会宛送達された日以後に開催される最初の常任理事会の席上にて、登録証交付式を行います。(登録証交付式は、概ね30分程度で終了いたします。)登録証交付式には、登録申請者ご本人が出席し、調査士バッジ・会員証・登録証、参考資料等業務上必要な物品をお受け取りください。(代理出席は不可です)。

### 3. 事務所開設

◆本会に入会されますと、事務所所在地にもとづき県内7支部の中で所属する支部が決定いたします。支部は会員への業務連絡・研修会開催等独自の活動を行っておりますので、活動内容等について所属支部長へお尋ねください。  
各支部の所在並びに支部長は別紙のとおりです。

◆事務所は、土地家屋調査士が開設し、当該調査士が日常専属常勤することとされ、かつ、看板の表記事項、業務に関する報酬額算定方法その他の報酬基準の事務所内掲示、事件簿等の備付等種々土地家屋調査士法並びに会則に規定されておりますので、ご注意ください。当然国家資格のため他人をしての調査士業務取扱を禁じております。

◆調査士バッチ・IDカードは非土地家屋調査士排除と制度広報のため、日常着用してください。

### 4. 調査士業務用の用紙等の販売

◆調査士会では、会員の便益を図ることを目的として、調査士業務専用用紙等を会員に限り販売しております。価格は別紙のとおりです。

### 5. 調査士会員になって

◆調査士会は、会員が納付する会費により運営されております。

期日までに会費を納付されない場合は、延滞月毎に1,400円の滞納金が付加されます。納付期日を厳守してください。

◆調査士会では、会員の資質向上及び日常業務処理のため、研修会を開催しています。積極的に参加して下さい。(調査士法第25条)特に、新人研修会には必ず出席して下さい。

### 6. (公社)宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への加入 (TEL 022-263-0388)

本会会員を社員とし、官公署が用地買収等で取得した不動産の嘱託登記事件を処理する社団法人を設立いたしております。調査士制度の一翼をになう制度でありますので、本会入会後是非ともご加入ください。

入会金 金100,000円

会費納入月(月額) 金 3,000円(3ヶ月毎 年4回納付)

### 7. 土地家屋調査士国民年金基金への加入

会員の福利厚生事業の一環として、連合会では土地家屋調査士国民年金基金を創設いたしました。人生設計の一つとしてぜひご加入ください。

※ご不明な点は、調査士会事務局にお問い合わせください。

仙台市青葉区二日町18番3号 TEL 022-225-3961 FAX 022-213-8485

問い合わせ時間 月～金 9:00～16:30



## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命  
不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。
2. 公 正  
品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

取扱用紙 販売価格表 (令和6年4月)

単位は円

取扱品目	単位	単価
建物図面 (50 枚)	1 冊	2000
測量図 (50 枚)	1 冊	2000
事件簿	1 冊	1000
領収書	1 冊	1000
調査士バッチ	1 個	1000
土地境界基本実務叢書 I ~IV + V	1 セット	8800
職務上請求書 (1 冊 30 枚綴り)	1 冊	1000
登記完了証 (50 枚)	1 冊	2000
登記識別情報封筒	1 枚	150
登記識別情報用シール (5 枚)	1 セット	200
クリアファイル (15 枚)	1 セット	1000

\* 送付を希望される場合は送料 (600 円) をご負担いただきます。

宮城県土地家屋調査士会

宮城県土地家屋調査士会各支部長

支部	支部長	事務所住所	TEL	〒
			FAX	
仙台	まつおか ゆうじ 松岡 勇二	仙台市若林区なないろの里一丁目 9番地の12 おふいす Ratan II 202	022(355)4510 (355)4511	984-0017
仙南	おぼら としのり 小原 俊則	柴田郡川崎町前川字荒町 36 番地 2	0224(84)2683 (86)3171	989-1501
古川	なかむら かずひこ 中村 一彦	大崎市田尻沼部字早稲田 158 番地 1	0229(39)1264 (39)1062	989-4308
石巻	かが けんじ 加賀 賢二	石巻市門脇字元浦屋敷 15 番地 28	0225(93)8501 (93)8502	986-0853
登米	ちば さぶろう 千葉 三郎	登米市米山町西野字新町 7 番地	0220(55)2032 (55)2032	987-0321
気仙沼	さとう りえこ 佐藤 利恵子	気仙沼市本吉町猪の鼻 72 番地 3	0226(43)2123 (43)2122	988-0347
塩釜	みうら こうじ 三浦 幸治	宮城郡利府町加瀬字十三塚 116 番地 24	022(356)4667 (356)4694	981-0111

令和 6 年 4 月 1 日現在